

第2 違反処理基準

違反処理基準は、違反処理を厳正公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び履行期限の判断を具体的事例を挙げて示したものである。なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下表を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

また、立入検査で見つかった違反對象物のうち、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要である。その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を行い、命令・公示を行っていく必要があり、消防機関による防火対象物の違反是正における危険性・悪質性の判断基準については、以下のような事項を勘案し、判断していくものとする。

- ・火災が発生した場合に、初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置、維持されていないもの。

- ・建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
① 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は消火、避難その他の消防の活動に支障になるもの 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条）					<p>【事例】 （行為の禁止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火花を発生する行為を、可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの （禁止、消火の準備） ○工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発生する行為を行っているもの （たき火の禁止） ○たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの <p>注 たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態 イ 継続的なたき火による炭化 <p>（行為の禁止、消火の準備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>

		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末(法第3条)					<p>【事例】 (残火の始末)</p> <p>○神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第3条)					<p>【事例】 (危険物の除去)</p> <p>○屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの</p> <p>(物件の除去)</p> <p>○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの</p> <p>○少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの</p> <p>注 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去(法第3条)					<p>【事例】 (物件の除去、整理)</p> <p>○避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合</p> <p>○敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの 1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 （改修命令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ○ 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ○ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ○ ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの ○ 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが、設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの （工事の停止又は中止命令） ○ 塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 ・ 工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

		2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの</p> <p>ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの</p> <p>イ 機能不良（自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し）</p> <p>ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの</p> <p>エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの</p> <p>○堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの</p> <p>○配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの</p> <p>○避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの</p> <p>ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの</p> <p>イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの</p> <p>ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの</p> <p>エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの</p> <p>オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの</p> <p>カ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの</p> <p>注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤防火管理関係違反」で処理する。</p> <p>注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。</p> <p>【履行期限】</p> <p>改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>
--	--	------------------------------	----	------------	----------------------------	----------------------------	-------------------	--

		<p>3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	<p>【事例】 ○防火性能を有する防火対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。 ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの 【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>
		<p>4 その他火災予防上必要があると認める場合</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等 （法第5条の2・第1項第1号）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項、第8条の2第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合</p> <p>○法第17条の4第1項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>○法第17条の4第1項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p>

							<p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>2 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第2号)</p>						<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの） ○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの ○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>

		警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第2号)	<p>【事例】</p> <p>○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等) <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの</p> <p>ウ 主要構造部の構造が構造不適切なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p> <p>注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</p> <p>注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>
--	--	----	------------	----------------------------	--

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	他の行為又は物の活動に支障となると認められるもの又は消火、避難その他の行為	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			【事例】 （行為の禁止） ○防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの （物件の使用禁止） ○可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの （行為の禁止） ○修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの （物件の使用停止） ○ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの 【履行期限】 原則、即時
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			【事例】 （残火の始末） ○炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの 【履行期限】 原則、即時

		3 危険物 又は放置され、若しくは みだりに存置された燃 焼のおそれのある物件	物件の除去その他の 処理 (法第5 条の3)	一次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る(法第 5条の 2)			<p>【事例】 (物件の除去)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの ○階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 ・大量な化繊の衣装 ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 ○使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの <p>注1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。(「備考 違反処理基準の運用 5」参照)</p> <p>注2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由(荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等)があると認められない状態にあることをいう。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
--	--	--	---------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--

		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記3の物件を除く)	物件の整理又は除去(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)			<p>【事例】 (物件の整理、除去)</p> ○物件が存置されていることにより、一人できえ通行することが困難なもの	○上記のほか、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・防火戸の閉鎖障害となる物件存置 ・特別避難階段附室、非常用エレベータ附室の消防活動の障害となる物件存置 ・非常用出入口の障害となる物件存置 ・屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置 	注 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。(「備考 違反処理基準の運用 5」参照)	<p>【履行期限】 原則、即時</p>
--	--	-----------------------------------	-------------------	----------------------------	-------------------	--	--	---	------------------------------	--	---	---------------------------------

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注2 防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
	2 防火管理業務不適正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【履行期限】 2週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）</p>
	消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 ○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）</p>

		消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○消火・避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>
		消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。</p> <p>【事例】</p> <p>○消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。</p> <p>注1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「⑧消防用設備等に関する基準違反」により処理する。</p> <p>注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。</p> <p>【履行期限】</p> <p>・点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する。</p>
	火気の使用又は取扱いに関する監督不適切	火気使用器具、電気の器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの</p> <p>○天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの</p> <p>注 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、③（法第5条の2）の措置による。</p> <p>【履行期限】</p> <p>1ヶ月以内</p>

		指定場 所にお ける喫 煙等の 制限	警 告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）	<p>【事例】</p> <p>○劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの</p> <p>注 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>
		避難又は防火 上必要な構造 及び設備の管 理不適正	警 告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）	<p>【事例】</p> <p>防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの</p> <p>○堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの</p> <p>○階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの</p> <p>○出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの</p> <p>注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。</p> <p>注2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間以内</p>
		劇場等の定員 管理不適正	警 告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）	<p>【事例】</p> <p>○劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「③防火対象物における火災予防危険行為等（その2）」により処理する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑥ 統括防火管理関係違反（法第八条の二）	1 統括防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条の2第5項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。
	2 統括防火管理業務不適正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
	全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	【事例】 自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。）

		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	<p>【事例】 共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの ○ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ○ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの <p>注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。</p> <p>注2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】 2週間以内</p>
--	--	------------------------	----	------------	-------------------	----------------------------	----------------	--

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑦ 防火対象物点検報告 (法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の2第4項）					【事例】 ○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの 【履行期限】 原則、即時
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の3第8項）					【適用要件の意義】 ①防火対象物点検報告義務対象物であるもの ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの 【履行期限】 なし
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）					【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし

<p>2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの</p>	<p>法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）</p>					<p>【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし 事例／履行期限等</p>
<p>3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの</p>						

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）	自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第8条の2の5第3項）	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	<p>注1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
第⑨ 第一項又は第三項）	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【措置対象】</p> <p>○技術基準に従って設置されていないと認めるもの</p> <p>ア 全体に未設置</p> <p>イ 一部未設置のうち、階又は対象物の過半にわたるもの</p> <p>○技術基準に従って維持されていないと認めるもの</p> <p>ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの</p> <p>イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり未警戒となっている場合</p> <p>ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合</p> <p>エ 非常電源が設置されていないもの</p> <p>注1 ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。</p> <p>注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。</p> <p>【履行期限】</p> <p>工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。</p> <p>1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果</p> <p>全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内 ・延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内 ・延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内

2 業者が試算した工事日数例

(例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

(例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

(例3) RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓 (例1)	30日	2ヶ月
屋内消火栓 (例2)	30日	3ヶ月
屋内消火栓 (例3)	40日	4ヶ月
スプリンクラー (例1)	30日	4ヶ月
スプリンクラー (例2)	30日	5ヶ月
スプリンクラー (例3)	40日	8ヶ月
自動火災報知設備 (例1)	30日	2ヶ月
自動火災報知設備 (例2)	30日	3ヶ月
自動火災報知設備 (例3)	40日	5ヶ月

(例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル（パチンコ、カラオケ）全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法八条第一項)	防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第3項)			<p>1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
	2 防災管理業務不適正 防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)			<p>【履行期限】 2週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）</p>

2 防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）			<p>【事例】 ○防災管理上必要な教育等計画の内容が事態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）</p>
	避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）			<p>【事例】 ○避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】 1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑪ 統括防災管理関係 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二)	1 統括防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)			注 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。
	2 統括防災管理業務不適正 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)
	防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			【事例】 ○防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑫ （法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三） 防災管理点検報告	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【事例】</p> <p>○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>

<p>2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの</p>						
<p>3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの</p>						
<p>防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</p>	<p>表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）</p>					<p>【適用要件の意義】 ①防災管理対象物であるもの</p> <p>②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</p> <p>【履行期限】 なし</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑬ 防災管理点検報告（法第三十六条第五項において準用する法第八条の二の二）	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの</p> <p>②防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であることもの</p> <p>②法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>

備考 違反処理基準の運用

- ①から④は、措置命令ごとに、⑤から⑬は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。
- 「事例」欄は、違反処理すべき事案の基準となる事案として代表的な事例を示す。
- 履行期限が到来したものは、速やかに次の段階の措置へ移行する。
- 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

(1) 階段の管理

【ケース 1】 防火戸の維持管理不備

○防火戸をくさびで閉鎖できなくしているもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース 2】 階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行可能

○階段の出入口に近接して椅子、テーブル等の物件が存置され通行可能なもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース 3】 階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行不可

○階段に物件が存置されていることにより、一人ですえ通行することが困難なもの

物件の除去命令（参照基準④・4 法第5条の3）

【ケース 4】 階段での延焼媒体となる可燃物の存置

○階段室を倉庫代わりに使用し、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物が存置されているもの

物件の除去命令（参照基準④・3 法第5条の3）

【ケース 5】 階段での延焼媒体となる可燃物の存置 + 堅穴区画の防火戸撤去 + 避難器具未設置

○小規模雑居ビルで階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

使用禁止命令等（参照基準③・2 法第5条の2）

(2) 火を使用する設備、器具等の管理

【ケース 1】 条例の基準不適（管理）

○火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース2】 条例の基準不適（構造）

○厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの

改修命令（参照基準②・1 法第5条）

【ケース3】 火気設備等の使用に際し、火災の予防に危険であると認めるもの

○可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの

使用の禁止（参照基準④・1 法第5条の3）

【ケース4】 炭化が発生しているもの

○火気使用設備の炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

使用の停止（参照基準④・1 法第5条の3）

○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの

火気設備使用停止命令（参照基準③・2 法第5条の2）

(3) 消防用設備等の維持管理

【ケース1】 点検未実施

○自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の消防計画に定める消防用設備又は特殊消防用設備の点検が実施されていないもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース2】 未設置

○自動火災報知設備が階の全般に未設置のもの

消防用設備等の設置命令（参照基準⑧ 法第17条の4第1項）

【ケース3】 消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

○階段が複数ある防火対象物の一の階段において、自動火災報知設備が未設置（未警戒）であり、一部防火戸が撤去されているもの

防火戸の改修命令及び消防用設備等の設置命令（参照基準②・2及び⑧ 法第5条及び法第17条の4）

【ケース4】 消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

○百貨店において、自動火災報知設備が機能不良により大部分が未警戒となっており、階段の区画が全く機能しておらず、かつ、著しく定員を超えているもの

使用禁止命令等（参照基準③・2 法第5条の2）

(4) その他

【ケース1】 開口部の閉塞+排煙設備・非常用照明装置の未設置

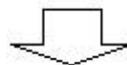
○個室型店舗等で改装等により開口部が塞がれ、排煙設備及び非常用の照明装置が設置されていないもの

5 再三の繰り返し違反等、適切な防火管理業務が継続して行われないものに対しては、管理権原者に対し、防火管理業務が法令の規定及び消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきものとして法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令等を次の例により措置するものとする。

(1) 防火管理業務適正執行命令の具体的内容（例）

①繰り返し違反の原因の究明

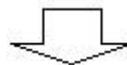
管理権原者の立場から、繰り返し違反が行われる原因を検証するもの。



②再発防止のための消防計画の見直し又は改善計画書の提出

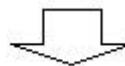
管理権原者が繰り返し違反の原因を検証した結果を踏まえ、防火管理者に内容を見直した消防計画の作成を行わせるとともに、これを提出させ、又は、管理権原者により改善計画書を作成し、これを提出するもの。

例えば、社内管理体制の構築、日常点検におけるチェックリストの活用などチェック体制の見直し、その他の必要な措置



③従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置

防火管理者に、従業員に対する防火管理意識の徹底等を図るための教育を実施させるもの、その他消防訓練の実施等必要な措置を講じさせるもの。



④見直した消防計画等の確実な実施

見直した消防計画又は改善計画書に基づく適正な消防計画の確実な実施について防火管理者に行わせるもの、その他管理権原者において防火管理者に対する適切な指示・指導を行い監督するもの。

(2) 法第4条による報告徴収

(1)の防火管理業務適正執行命令とあわせて、法第4条第1項による報告徴収を活用して、見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について報告を求める。

[報告徴収を求める内容]

見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について、見直した消防計画等の提出後、一定期間、定期的に報告させることとする。

この場合、報告を求める期間は、事案に応じて、例えば6か月間又は1年間など必要な期間、また、報告を求める時期は、例えば1か月毎又は四半期ごとなど合理的な期間を設定するものとする。

なお、防火管理業務の実施状況の報告を求める方法は、事例に応じ、行政指導により対応する場合もあるものとする。

(3) 立入検査による履行確認

(1)の防火管理業務適正執行命令の履行として、見直した消防計画等の提出や従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置等の報告があった場合には、立入検査を実施し、命令の履行状況の確認を行うものとする。

また、報告徴収を求めている期間については、防火管理業務の適正執行状況を確認するため、必要に応じ、適宜無通告等による立入検査を効果的に行うものとする。